

期間使用券等をご利用の方へ

当施設は設備の老朽化のため、令和7年11月1日から休館を予定しております。休館日を基準に、期間使用券の残存期間分及び回数券について還付（返金）を行いますので、令和8年3月31日までに還付手続きをお願いいたします。

【期間使用券】

『還付額＝購入金額×残存期間(日数)/購入期間』

【回数券】

『還付額＝購入金額/11×残枚数』

1. 還付手続きのために事前に準備いただくもの

- (1) 還付を希望する期間使用券
- (2) 還付を希望する申請者名義の銀行口座のキャッシュカード
又は通帳※キャッシュカード又は通帳は写しでも可

2. 還付手続きの流れ

東富山温水プールへ上記準備物を持参のうえ、還付希望の旨を申し出てください。

- (1) 以下の書類を記入してください。
 - ① 富山市スポーツ施設使用料等還付申請書
 - ② 振込依頼書（キャッシュカード又は通帳と照合）
- (2) 期間使用券等を提出してください。
（施設で回収いたします）
- (3) 翌月末（目安）に指定の口座へ富山市より振り込まれます。

富山市市民生活部スポーツ健康課 施設管理係
指定管理者：公益財団法人富山市スポーツ協会